

佐賀県告示第 223 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 7 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------|----------------------|----------------|
| さくら薬局 | 伊万里市南波多町大曲 82 | 令和元年 9 月 30 日 |
| ニコニコ薬局黒崎店 | 唐津市浦 5063-7 | 〃 |
| 医療法人田中歯科医院 | 西松浦郡有田町立部乙 2168 番地 1 | 令和元年 10 月 31 日 |
| 口石病院 | 伊万里市立花町 4060 番地 2 | 〃 |
| 光安歯科医院 | 鹿島市大字中村 114 番地 | 令和元年 11 月 1 日 |
| 岩井手薬局 | 武雄市山内町大字鳥海 9781 番地 | 令和元年 11 月 2 日 |